

津市建設工事等に係る公表に関する要領

平成18年1月1日

改正 平成19年11月7日
平成20年6月1日
平成20年9月17日
平成21年4月8日
平成23年8月31日
平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における入札及び契約の適正な履行等に資するため公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条から第7条までの規定に基づき、建設工事等（津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号）第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会の審査に付されたものに限る。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに随意契約に係る情報を公表すること（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる事項等)

第2条 公表の対象となる事項及び公表の時期は、別表のとおりとする。

(公表した発注の見直しに関する事項についての見直し)

第3条 公表した発注の見直しに関する事項についての見直しは、毎年度7月1日、10月1日及び1月4日を目途として実施するものとする。

(公表の方法等)

第4条 公表は、市長が別に指定する場所において、第2条に規定する公表の対象となる事項を掲示し、又は閲覧に供することによりこれを行う。

2 前項に規定するもののほか、公表は、インターネットを利用して行うことができる。

(閲覧に供する時間)

第5条 公表の対象となる事項を閲覧に供する時間は、午前8時30分から午

後5時までとする。

(閲覧の中止等)

第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、公表の対象となる事項を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、閲覧の中止を命じ、又は当該閲覧を禁止することができる。

(1) 公表資料を汚損し、若しくは破損した場合又はこれらのおそれがある場合

(2) この要領又は係員の指示に従わない場合

(3) その他市長が必要があると認める場合

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行し、同日以後に競争入札又は見積書の徴取を行う建設工事等について適用する。

附 則（平成19年11月7日）

この要領は、平成19年11月7日から施行し、改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に競争入札又は見積書の徴取を行う建設工事等について適用する。

附 則（平成20年6月1日）

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年9月17日）

この要領は、平成20年9月17日から施行する。

附 則（平成21年4月8日）

この要領は、平成21年4月8日から施行する。

附 則（平成23年8月31日）

この要領は、平成23年9月1日から施行し、改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う建設工事等について適用する。

附 則（平成30年4月1日）

この要領は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に指名又は公告を行う建設工事等について適用する。

別表（第2条関係）

区 分	公表の対象となる事項	公表の時期
1 発注の見直しに関する事項	(1) 建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要 (2) 建設工事等の入札及び契約の方法 (3) 建設工事等の入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）	毎年度4月1日 （当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立日）以後（見直しによる変更がある場合にあっては、当該変更後）遅滞なく
2 競争入札に関する事項	(1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿 (2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿 (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準 (4) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせる場合における当該資格 (5) 一般競争入札に係る建設工事等の名称及び場所 (6) 指名競争入札に係る建設工事等の名称及び場所 (7) 一般競争入札の日時 (8) 指名競争入札の日時 (9) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由 (10) 指名競争入札を行う場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由又は指名しない理由 (11) 指名競争入札における入札辞退者の商号又は名称	毎年度6月1日以後（変更した場合にあっては、当該変更後）遅滞なく 毎年度6月1日以後（変更した場合にあっては、当該変更後）遅滞なく 毎年度6月1日以後（変更した場合にあっては、当該変更後）遅滞なく 一般競争入札の公告の日 一般競争入札の公告の日 指名競争入札の指名の日 一般競争入札の公告の日 指名競争入札の指名の日 入札の日の翌日 指名競争入札の指名の日 入札の日の翌日

<p>(12) 入札者の商号又は名称及び入札金額</p> <p>(13) 落札者の商号又は名称及び落札金額</p>	<p>入札の日の翌日 入札の日の翌日 (事後審査型入札の場合にあっては、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることが確認され次第遅滞なく)</p>
<p>(14) 落札者に係る現場代理人及び技術者の氏名</p>	<p>入札の日の翌日 (事後審査型入札の場合にあっては、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることが確認され次第遅滞なく)</p>
<p>(15) 予定価格</p>	<p>指名競争入札の指名の日又は一般競争入札の公告の日(市長が指定する競争入札にあっては、落札者がいない場合を除き、開札後直ちに)</p>
<p>(16) 最低制限価格(落札者がないときは除く。)</p>	<p>開札後直ちに</p>
<p>(17) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由</p>	<p>入札の日の翌日 (事後審査型入札の場合にあっては、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることが確認され次第遅滞なく)</p>
<p>(18) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称</p>	<p>入札の日の翌日 (事後審査型入札の場合にあっては、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることが確認され次第遅滞なく)</p>
<p>(19) 契約の内容</p>	<p>契約締結の日及び</p>
<p>ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所</p>	<p>び変更契約の締</p>

	イ 建設工事等の名称、場所、種別及び概要 ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期 エ 契約金額 オ 契約変更の理由（金額の変更を伴う契約の変更に限る。）	結の日以後遅滞なく
3 随意契約に関する事項	(1) 見積書を徴した建設工事等の名称及び場所 (2) 見積書を徴した日時（当該見積書を徴した場合に限る。） (3) 契約の相手方を選定した理由 (4) 予定価格 (5) 契約の内容 ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所 イ 建設工事等の名称、場所、種別及び概要 ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期 エ 契約金額 オ 契約変更の理由（金額の変更を伴う契約の変更に限る。）	見積書を徴した日の翌日（当該見積書を省略する場合にあつては、市長の指定する日。以下同じ。） 見積書を徴した日の翌日 見積書を徴した日の翌日 契約締結の日（議会の議決に付すべき契約にあつては、仮契約締結の日）以後遅滞なく 契約締結の日及び変更契約の締結の日以後遅滞なく
4 指名停止に関する事項	(1) 指名停止基準 (2) 指名停止を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由	毎年度6月1日以後（変更した場合にあつては、当該変更後）遅滞なく 指名停止を行った日の翌日

注1 発注の見直しに関する事項の項中、公表の対象とする建設工事等については、予定価格が250万円以上と見込まれる建設工事等に限る。

2 競争入札に関する事項及び随意契約に関する事項の項中、契約の内容について公表の対象とする建設工事等については、予定価格が250万円以上と見込まれる建設工事等に限る。